

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャクラシアン
 氏名又は名称 株式会社 クラシアン
 住所 〒222-0033
 ドット神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地
 代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク イマダ ケンジ
 電話番号 代表取締役 今田 健治
 045-473-8181
 FAX番号 045-473-8191
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 28 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

株式会社 クラシアン
 〒222-0033
 神奈川県横浜市港北区横浜一丁目2番地1
 届出者 代表取締役 今日 健治
 TEL 045-473-8181 FAX 045-473-8191

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ	カナシキガイシヤ		
氏名又は名称	株式会社 クラシアン		
住 所	〒639-1117 奈良県大和郡山市番茶町15-1		
代表者の氏名	ダイヒュウトシマツヤク イエタ ケンジ 代表取締役 今日 健治		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者 取締役 取締役 営業所住所	代表取締役 鈴木一也 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区 新横浜一丁目2番地1	代表取締役 今日 健治 奥村 伸次 佐々木 隆平 〒639-1117 奈良県大和郡山市番茶町 15-1 取締役 横山淳 " 山口 肇一 " 木村 哲哉 監査役 加藤 康悟	令和3年4月1日 令和3年4月1日就任 令和3年4月1日就任

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからべまでのいづれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 クラシアン

住 所 〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番地1

代表者 氏名 代表取締役 令田 健治

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
株式会社クラシアン

会社法人等番号	0100-01-196589	
商 号	株式会社クラシアン	
本 店	横浜市港北区新横浜一丁目2番地1	
公告をする方法	<u>官報に掲載する方法とする。</u> <u>日刊工業新聞に掲載する方法とする。</u>	
	令和 3年 2月 9日変更	
	令和 3年 2月 15日登記	
会社成立の年月日	平成30年11月21日	
目的	1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工 2. 水道衛生工事業 3. 給排水に関する器具の販売 4. フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成 5. 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入 6. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入 7. 産業廃棄物処理業 8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業 9. 警備業 10. その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務	
発行可能株式総数	150万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 96万4600株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
資本金の額	<u>金48億2300万円</u>	
	金1億円	令和 3年 3月 25日変更
		令和 3年 4月 1日登記

横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
株式会社クラシアン

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるものほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社、関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 鈴木一也	令和2年4月1日就任
		令和3年3月31日辞任
		令和3年4月1日登記
	取締役 今田健治	令和2年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	取締役 横山淳	令和2年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	取締役 山口聰一	令和2年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	取締役 木村哲哉	令和2年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	取締役 奥村紘史	令和3年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	取締役 佐々木隆幸	令和3年4月1日就任
		令和3年4月1日登記
	千葉県船橋市東船橋四丁目21番17号 代表取締役 鈴木一也	令和2年4月1日就任
		令和3年3月31日辞任
		令和3年4月1日登記
	横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役 今田健治	令和2年4月1日就任
		令和3年4月1日登記

横浜市港北区新横浜一丁目2番地1
株式会社クラシアン

	監査役 加藤慶悟	令和2年4月1日就任
	会計監査人 PwC京都監査法人	令和3年3月31日就任
		令和3年4月23日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 令和3年1月28日設定 令和3年4月23日登記	
登記記録に関する事項	令和2年4月1日東京都千代田区大手町一丁目1番1号から本店移転 令和2年4月15日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

令和3年7月16日

横浜地方法務局港北出張所

登記官

江 崎 理



定 款

株式会社クラシアン

令和3年1月28日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社クラシアンと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
- (2) 水道衛生工事業
- (3) 給排水に関する器具の販売
- (4) フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成
- (5) 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入
- (6) 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
- (7) 産業廃棄物処理業
- (8) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
- (9) 警備業
- (10) その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 4 条 当会社の発行可能株式総数は、150万株とする。

(株券の発行)

第 5 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 6 条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行

される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があつたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当会社は、相続その他的一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第 13 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2. 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 13 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3. 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(株券の再発行)

- 第11条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。
2. 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

- 第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(募集株式の発行等)

- 第14条 募集株式の発行等に必要な事項の決定は、株主総会の決議によってする。
2. 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
3. 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 機 関

第1節 機 関

(機関)

- 第15条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役及び代表取締役
- (3) 取締役会

- (4) 監査役
- (5) 会計監査人

第2節 株主総会

(株主総会の開催)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議決権行使の基準日)

第17条 当会社は、事業年度の最終日において、株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度の終了後に招集する定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、その定時株主総会において議決権を行使することができる者とすることができる。この場合は、法令に従って公告するものとする。

(株主総会の招集)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 株主総会の招集通知は、その会日の1週間前までにこれを発する。
3. 前2項にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったもの

とみなす。

第3節 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3人以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任及び解任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役の選定)

第24条 取締役会は、取締役の中から代表取締役1人以上を選定する。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第4節 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、又は議長となる。

(取締役会の招集手続)

- 第27条 取締役会を招集する者は、取締役会の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第29条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

第5節 監査役

(監査役の員数)

- 第30条 当会社の監査役は、1人以上とする。

(監査役の選任及び解任)

- 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任及び解任する。

(監査役の任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結するこ

とができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6節 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

第4章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社は、事業年度の末日における剰余金の配当をその後3箇月以内にするときは、当該事業年度末日の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者を、当該配当を受ける権利を有する者とする。

第5章 公 告

(公告方法)

第39条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

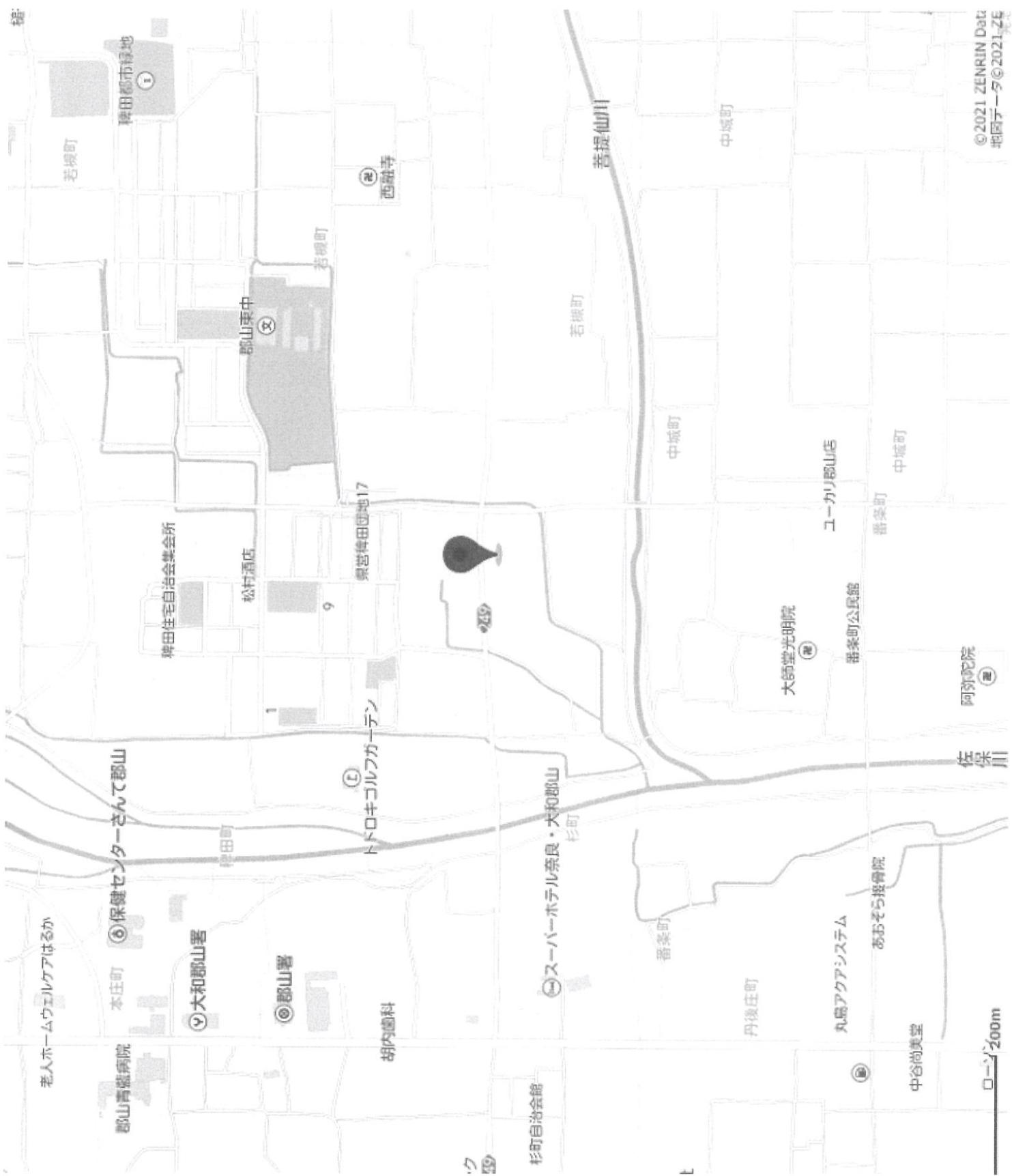
上記は、当会社の定款原本に相違ありません。

令和3年6月1日

株式会社クラシアン

代表取締役 今田健治





くらし安心・クリーン
RACIN



0120-500-500

072-500-500

くらし安心ークラシアン
QRNCAN

TEL:050-500-500

050-500-500

WATER LIFE PARTNER



TEL:050-500

0120-500-500

奈良営業所

QRNCAN

0120-500-500



070-500-500

QRNCAN

新規店舗

070-500-500

新規店舗

070-500-500

WATER
LIFE
PARTNER

070-500-500





+

事務所

仓库

